

【ツール②】 パートナーに対する確認票

1. 本ツールの目的

NPO 法人が海外のパートナーと連携するに当たり、その団体がテロリスト等やテロ活動につながりをもっていないか、またテロリスト等やテロ活動に悪用されるリスクがないかを評価するための確認事項やチェック項目を示したツールです。NPO 法人の活動内容等を踏まえ、必要に応じて活用ください。

2. 位置づけ

「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」の「5-4 海外におけるパートナーとの連携・ボランティアの活用_パートナーの活動実態の確認」を補足するものです。

3. 確認・チェック項目

海外でのパートナーとの連携に当たり、下記の確認事項を基にパートナーの実態の確認を行うことを推奨します。確認の結果、下記のチェック項目に該当する場合、必要に応じて追加の確認や調査を実施するとともに、懸念が解消されない場合は、連携の解消・停止を検討してください。

(1) パートナーの法人形態等について（パートナーが団体である場合）

（確認事項）

- パートナーのホームページや現地の商工会等が作成するリストなどから、パートナーの団体設立の法的根拠を確認する。
- 現地の行政機関への問合せ等により、パートナーの活動拠点における法規制を確認する。
- パートナーの団体が行政機関等への登録が必要な NGO などである場合、現地の行政機関等が発行する登録証明書などを確認する。

（チェック項目）

- パートナーの活動拠点に、テロリスト等に対して規制する法律（国内におけるテロ資金提供処罰法等が該当）が整備されていない。
- パートナーの活動拠点に、NGO 等に対して行政機関等への登録を必須とする法規制がない。
- パートナーの活動拠点では、NGO 等に対して行政機関等への登録が必須であるにもかかわらず、パートナーの登録への該当性を確認できない。

(2) パートナーとの連携事業について

既にパートナーシップを結んでいる場合

(確認事項)

- 連携事業に係るパートナーの活動状況を確認する。

(チェック事項)

- 連携事業において、パートナーは、受益者に対する生活援助等の目的どおりに事業を遂行できていない。
- 連携事業において、パートナーは、受益者に対する生活援助等をするための十分なスキル・知見を持っていない。
- 連携事業において、パートナーは、事前に取り決めた納期を守って活動できていない。
- 連携事業において、パートナーに提供した資金の使い道や支出先が確認できない。

今後パートナーシップを結ぶ予定の場合

(確認事項)

- 連携する予定のパートナーから連携事業に関して提案された内容・条件を把握する。

(チェック項目)

- 提案内容について、受益者に対して何を実施するかが確認できないなど、内容が漠然として曖昧である。
- 提案内容について、受益者への生活支援方法等が非現実的で実施不可能なもの（例えば、資金が少額にもかかわらず、学校を建てる等）である。
- 提案内容について、未知の団体や新たに設立された団体への事業委託が含まれている。
- 提案内容が自法人の目的・活動に合致していない。
- 提案内容上、自法人がパートナーに提供する資金が、受益者に対する生活援助等をする上で、明らかに高額である。
- パートナーと取り交わす条件において、資金の用途や使用先を示した会計報告書等を提出する旨を要求しても、パートナーが承諾しない。

(3) 活動実績について

(確認事項)

- パートナーの活動内容や活動実績について確認する。
 - パートナーの HP などのウェブサイトによる活動実績等を確認
 - パートナーの代表者や担当者等へ面談を行い、活動実績等を確認

- 現地国の NGO 登録に該当するか確認の上、該当する場合、NGO 登録情報より活動実績等を確認
- パートナーの HP や現地国が公表している団体・個人のリストの記載から、国連関係機関や他の NGO との契約履歴を確認

(チェック項目)

- パートナーの過去の活動実績が確認できない。
- パートナーの活動内容や活動実績が自法人の目的・活動に合致していない。

(4) 資金提供等について

(確認項目)

- パートナーに資金を提供する場合、資金の提供方法（口座振込先等）を確認する。
- 面談等を通じて、パートナーの資金管理方法（資金支出した際、記録を保存するなど、当該団体の資金支出先を事後的に確認できる体制等）について確認する。
- 面談等を通じて、当該団体の内部体制（パートナーの団体において不正や会計に関する監査を実施しているか等）について確認する。

(チェック項目)

- 金融機関等を利用してパートナーに資金を提供する際、口座名義がパートナー名義となっていない。又は、パートナーの拠点もなく事業も行っていない国の口座への振り込みが求められる。
- パートナーの資金支出等について、パートナーの団体内部で不正や会計に関する監査等を実施していない。
- パートナーの資金支出等について、記録を保存する体制となっておらず、資金の支出先を確認することができない。
- そもそも資金管理方法を教えてくれない。

(5) その他

(チェック項目)

- パートナーの主な活動場所とされる住所に連絡が取れない。
- パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。